

## 令和7年度 第2回 彦根市総合政策推進協議会 会議録

日 時	令和7年(2025年)10月23日(木) 14:00～16:00
場 所	彦根市役所5階 第1委員会室
出席委員	井手会長、中川委員、若林委員、的場委員、轟委員、水口委員、外海委員、入野委員、高橋委員、田中委員

### ○企画振興部次長

大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第2回彦根市総合政策推進協議会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私、本日の司会を務めさせていただきます企画振興部次長の種村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、はじめに市長よりご挨拶を申し上げます。

### ○市長

令和7年度 第2回 彦根市総合政策推進協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ご多用の中、本協議会に出席いただき、誠にありがとうございます。

第1回の総合政策推進協議会では委員の皆様の専門的知見から、様々なご意見をいただきありがとうございました。

本日の第2回総合政策推進協議会では、第1回の会議で決定していただいた11の施策について、専門的なお立場から多面的に評価いただき、施策の現状や課題、今後の方針等をプラスアップすることによって、より効果的、効率的に市政運営してまいりたいと思っております。

市が実施する様々な施策を実りあるものとしていくため、本日は、是非とも活発なご議論をお願い申し上げます。

財政状況の立て直しをはじめ、本市が直面する課題は多いですが、彦根市総合計画や彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づき、施策を計画的に推進することで、「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」を実現してまいりたいと考えております。

皆様におかれましては、総合計画および総合戦略についてのご意見はもとより、それぞれのお立場から市政全般に対してご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画振興部次長

ありがとうございました。

「彦根市総合政策推進協議会設置要綱」第6条第2項に、「協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」という規定がございます。

本日は11名の委員の内、10名にご出席いただだいていますので、会議が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、その裏面に委員名簿、資料1（事前質問・意見に対する回答一覧）、資料2（施策評価シート）となります。不足等はございませんでしょうか？

それでは、本日の議事の進行について井手会長よろしくお願ひいたします。前回同様、ご意見がある方は、挙手の上、会長の許可を得てからご発言願います。

○会長

それでは、ただ今から、議事に入りたいと思います。

本日の議題(1) 「令和7年度行政評価について」でございます。

こちらにつきましては、第1回の総合政策推進協議会で選定した11施策について、順次、市から説明いただくとともに、事前質問に対する回答についてもご説明いただければと思います。1施策毎に説明とその後の質疑を含めて10分を目安に評価したいと思います。

なお、この場で出た意見のとりまとめは、事務局にお願いしたいと思います。

また、説明員の入替の関係上、施策番号1-2-6および4-3-3終了後に説明員の入替、施策番号3-3-2終了後に10分程度の休憩を取りたいと思いますので、議事の進行へのご協力よろしくお願ひします。

それでは、施策番号1-1-4から、説明をお願いします。

○広報戦略課長

施策番号1-1-4「国際交流の推進」について、説明いたします。

総合計画前期基本計画では、11から12ページ、資料2の施策評価シートでは11から13ページです。

本施策では、姉妹都市アーバー市や友好都市湘潭市などとの、市民が参加する国際交流事業やセゴビアやムツヘタ市との特定分野における交流を通して市民の国際感覚の向上を図り、国際的な広い視野を持った人材育成を図っています。

主な取組に関しましては、前期基本計画12ページをご覧いただければと思います。令和6年度実施分の結果は、施策評価シート12から13ページに内容を記載させていただいております。

KPIの結果及び総括評価としましては、B評価としています。コロナ禍により対面での交

流が停止したことや物価高等などの影響もあり、KPI の目標値には届いておりませんが、コロナ禍により中断した期間に社会情勢、財政状況に加え、人々の価値観などにおいても変化がみられる中、一度止まったものを再開することは非常に困難であると認識しており、渡航を伴う交流を再開できましたことからこのようにさせていただきました。

今後の取組方針について、主な取組の今後の方針については施策評価シートの 12 から 13 ページに記載しております。施策全体の今後の方針としまして、引き続き、アナーバー市との市民交流を進めるほか、湘潭市との友好交流都市提携については令和 8 年度に 35 周年を迎えることから関係の深化を図る取組を進められるよう、湘潭市と調整をする予定をしています。また、コロナ禍によりその利便性を感じましたオンラインによる交流は、渡航費が高騰している中、渡航を伴う交流に比べて費用の削減を図れるほか、多くの市民が参加できる可能性があるため、引き続き、交流手法の 1 つとして検討を進めています。

以上、簡単ではございますが施策番号 1-1-4 の説明とさせていただきます。

続きまして、いただきました事前質問への回答について説明いたします。資料 1 の 1 から 3 ページに記載させていただいております。

まず、ご意見番号 1 および 5 の井手委員ご指摘のとおり年々指標の進捗率は低下しているなかで B 評価としていること、そして新たな交流があるのかについて、コロナ禍で物理的に対面交流を中止したこと、その間の人々の意識の変化・経済状況の変化などで再開が難しいことなどが数字が伸びない要因として上げられます。そんななか、大人の受入についてはアナーバー市が令和 5 年度から、湘潭市は令和 6 年度から、また、派遣については、アナーバー市が令和 6 年度からことから再開できており、期待とおりといたしました。今年度は国スポ対応などがあり、派遣は実施しておりませんが、今後も、引き続き参加者の増加につながりますよう取り組んでいきたいと思います。

続きまして、ご意見番号 2 について、委員のおっしゃる通り、外国人住民の増加に伴い、「国際交流」と「多文化共生」は切り離せなくなってきたていると思います。計画の中での位置づけの変更については、全面的な改定に際して検討してまいりたいと思います。

ご意見番号 3 について、指標を派遣事業の参加市民数としておりませんので、令和 6 年度分は滋賀県ミシガン州友好親善使節団として参加された方々、5 名を計上しています。

ご意見番号 4 について、1-1 の国際交流サロンは、利用者の利便性向上のため委託先と協議のうえ、土曜日 5 日開館しました。7 年度も引き続き土曜日を 8 回開設する予定をしておりますが、それに加えて来庁されなくとも情報を得られる取組などは順次進めていく予定です。1-2、4-1 は記載のとおりです。

ご意見番号 6 について、こちらも記載のとおりですが、市民との交流を図り、地域での相互理解を深めることを目的に開催しました、日本文化の体験会などに参加された方々の中で、新たな交流が生まれています。

ご意見番号 7、8、9 について、は記載のとおりでございます。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

## ○会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

では、次に施策番号 1-2-5 について説明をお願いします。

## ○健康推進課長

施策番号 1-2-5 について説明いたします。

総合計画前期基本計画は 25 ページ、施策評価シートは 26 から 28 ページになります。

本施策は「地域医療体制の充実」の取組です。主な取組は前期基本計画 26 ページ、現状等は施策評価シート 27 から 28 ページに記載しています。

KPI の結果は 26 ページにあります。詳細は委員の皆さん的事前質問とも重なるため、あわせて説明します。

まず、資料 1 の 4 ページ、井出委員の 1 番のご質問への回答です。

ご指摘いただきましたとおり、評価に至った理由や説明文が不十分であり、「休日急病診療所の受診割合」の説明において、主語に対する述語が適切ではありませんでした。

休日急病診療所受診割合は、目標値の 82.6%に対し実績値は 78.3%と 4.3 ポイント下回りました。これは、特に令和 7 年 1~3 月のインフルエンザ流行期に受診割合が低下し、年末年始には多くの患者が市立病院にも受診されたことが要因です。ただし令和 6 年度の目標値の約 95%を達成しており、期待通り（標準）の評価としました。

救急搬送受入率については、彦根市立病院は「断らない救急」を方針に、受入率 100%を目指していますが、重症の搬送が集中した場合などには受入困難となることがあります。実績値は 99.1%でした。目標は達成できませんでしたが、非常に高い受入率を維持し、地域の医療機能分担上の役割を果たしていることから、期待通り（標準）の評価としました。

次に 2 番のご質問「市立病院等との機能分担・連携の強化」についてです。

滋賀県保健医療計画では、救急医療を初期・二次・三次に区分しており、休日急病診療所は「初期救急医療」、市立病院は「二次救急医療」を担っています。それぞれが機能や役割を果たし、市民へ正しい受診方法を周知することで、初期救急は休日急病診療所への受診につながり、受診割合の増加につながると考えています。

救急搬送受入率を 100%に近づけるため、今後も「断らない救急」の方針のもと、医師確保や診療体制の充実、医療連携・機能分担体制の推進に努めます。

次に、的場委員のご質問です。

65 歳以上の市民を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における「自宅で最期まで療養できると考えるか」という質問への回答は、令和元年度 9.1%から令和 4 年度 10.0%に上昇しました。市では、在宅医療や ACP、住み慣れた場所での看取りについて、市民への周知を目的に出前講座やフォーラム、エンディングノート作成支援などを行ってい

ます。

最後に、佐藤委員のご質問です。

在宅医療に関する KPI は、現行のニーズ調査が 3 年に 1 回のため、本計画の KPI として適切ではありません。滋賀県の死亡統計データには自宅死亡率がありますが、事故死等も含まれるため成果を示す指標とはなりません。今後も在宅医療に関する取組実績を参考に、より適切な KPI 設定を検討してまいります。

以上で、施策番号 1-2-5 についての説明を終わります。

#### ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

#### ○的場委員

事前質問の 3 点目について、今のご説明でよくわかりました。ただ、「在宅医療の充実」については、施策評価シートでは取組状況が分かりませんので、例えば、「4 年後の目標に對して当該年度の進捗状況」欄に、もう少し記載されてもいいのではないかなどいました。

救急医療を充実させる一方で、在宅医療も充実させることで、両面で市の医療を改善していくような目標が立てられています。それが見えてこないのは少し残念ですので、進捗状況に書かれたらしいかなと思います。

#### ○井手会長

ありがとうございます。また、助言を参考に記載していただければと思います。

では、次に施策番号 1-2-6 について説明をお願いします。

#### ○生涯学習課主幹

それでは施策番号 1-2-6 についてご説明させていただきます。総合計画前期基本計画は 27 ページ、主な取組は 28 から 29 ページの 4 つです。施策評価シートは 29 ページになります。

本施策では、市民の学習ニーズに応じた学習機会の確保と充実や、公民館機能の充実、図書館施設の整備・維持補修や、湖東定住自立圏域内の図書館ネットワークの構築、バリアフリーな読書環境の整備等を通して、生涯学習・社会教育の推進に取り組んでいます。

次に、KPI の結果とその総括評価をお伝えします。公民館利用者数について、また、市民一人当たりの貸出冊数についても目標には届きませんでした。

施策全体の評価につきましては、「B (期待通り)」とさせていただきました。その理由としては、井出手会長の最初のご意見への回答とも重なりますが、公民館では市民ニーズに応

じた工夫を行い、特に学校との連携により、子どもたちの作品展示や発表機会を創出しました。これにより地域の子どもたちを巻き込んだ活動が進みました。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一体的推進も進めております。

図書館では、施設適正管理計画に基づき、大規模な改修を行いました。これにより、安全で快適な利用環境が整いました。さらに、新刊を中心に所蔵資料を増やし、展示やイベント情報の発信方法を見直しました。これらの取り組みで、来館者数や貸出冊数の増加を目指しています。また、「中部館」の開館に向けての基本設計が完了し、実施設計に着手しました。

今後の方針についてですが、まず公民館については、講座の充実を図り、未利用者層への認知度向上を進めていきます。全小中学校でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進を強化し、市民の主体的参加を促す広報活動や関係者の資質向上にも取り組みます。また、「ひこふあみ」を通じて地域企業との連携を強化し、地域全体で子どもたちの成長を支える機運を高めていきます。

図書館に関しては、中央館の整備を早期に実現すべく財政改善に取り組みます。また、現図書館の改修を進め、「中部館」は令和 10 年度開館を目指して計画的に取り組んでいます。図書館ネットワークの強化に向け、図書資料の充実や司書の資質向上も引き続き進めています。

続きまして、事前にいただきましたご意見について回答させていただきます。

ご意見番号 1 の井出会長のご意見につきましては、先の説明のとおりでございます。

ご意見番号 2 の井出会長の 2 つ目のご意見につきましては、図書館の方でお答えさせていただきます。

#### ○図書館長

「②施策全体の総括評価」の「今後の方針」において、特に（仮称）中部館の開館は、重要な取組であると考えています。

現在、市域の北部に 1 館しかない図書館が 2 館体制になることで、「市民一人当たりの貸出冊数」の増加に大きな効果が期待されます。

近年は、コロナ禍に伴う利用制限の影響により、図書館利用習慣が途絶えたままの利用者がいること、またスマートフォンやタブレット端末の普及により、電子書籍・Web 記事・YouTube・SNS など、手軽に情報が得られる手段が増加していることなど、社会環境の変化が指標に影響を及ぼしていると考えられます。

一方で、（仮称）中部館は令和 10 年度の開館を予定しており、新図書館オープンの効果に加え、南彦根駅に近接し、彦根市スポーツ・文化交流センター（プロシードアリーナ）と隣接している立地条件や、本市の人口重心地に位置する利便性から、多くの市民の利用が見込まれます。

これらの要因に加え、他自治体の類似事例における数値や、本市の人口推移を考慮した

試算の結果、令和 11 年度の目標を「市民一人当たり貸出数 5.8 冊」に設定できると考えています。

#### ○生涯学習課主幹

ご意見番号 3 の的場委員のご意見につきましては、社会人の学び直しの機会提供については、重要な課題と認識しています。公民館では多様な利用者層に対応しており、地域の大人のリカレント教育やリスキリングのサポートについて、各公民館と情報交換して、考えてまいりたいと思います。

ご意見番号 4 の高橋委員からのご意見につきましては、新しく利用される方が増えているわけではなく、コロナ禍で減少していた従来の利用者が戻ってきている状況です。今後は、さらに幅広い世代や新たな利用者層を公民館に呼び込むため、魅力の向上に努めています。

ご意見番号 5 のもう一つの高橋委員のご意見ですが、昨年度、全小中学校に学校運営協議会の設置が完了し、コミュニティ・スクールとして地域学校協働活動を進めています。この活動を通じて、地域住民の参画を得ることで、人材の発掘や団体活動の担い手確保にもつながる効果が大きいと考えています。

ご意見番号 6 の佐藤委員からのご意見ですが、令和 5 年の公民館に関する以前のアンケートでは、市民の認知度や利用意向、利用しづらさについて幅広く意見を収集しました。結果、利用者の高齢化や若年層・就業世代の利用低調が指摘されました。今後、新たな調査を行う際には目的を明確にし、彦根市社会教育委員の会議等での検討を進めてまいります。また、佐藤委員からのご提案の「社会生活基本調査」も今後の参考にしてまいります。

以上で施策番号 1-2-6 「生涯学習・社会教育の推進」についての説明と回答を終わります。

#### ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願いします。

そうしましたら、説明の入れ替えをお願いいたします。

(説明員入替)

では、次に施策番号 2-1-1 について説明をお願いします。

#### ○こども若者支援課長

それでは施策番号 2-1-1 についてご説明いたします。総合計画前期基本計画は 33 ページです。施策評価シートの 33 ページになります。

本施策は子ども家庭支援のための取組をしております。主な取組につきましては前期基本計画の 35 ページになります。令和 6 年度の結果は、施策評価シートの 33 から 34 ページの通りでございます。

このうち、KPI の結果及び総括評価としましては、医療費助成が高校生まで拡大できたこと、地域子育て支援センターが市内全域で充実したこと等により、総括評価としては A 評価としております。今後の取組方針について、主な取組の今後の方針については施策評価シートの 35 ページから 37 ページに記載させていただいております。施策全体の今後の方針としまして、子育て支援施策、児童虐待防止対策、ひとり親家庭支援ための取組を今後も推進していきたいと考えております。

施策の説明は以上でございます。

続きまして事前質問の回答について説明いたします。まず資料 12 ページにかけての井出会長の 1 番と 2 番でございます。

1 つ目は、児童家庭相談室の相談件数の指標を再考する必要があること、2 つ目は、「施策全体の総括評価」の「評価の説明」では指標の達成・未達成にも必ず言及してください、です。

1 つ目については、相談件数を指標とすることについては、相談窓口が広く市民に認知されることを狙いとしていましたが、一方で件数が多いことは困難を抱えた人が多いとも取れることから、中期計画では相談に対し 1 件でも多く支援を開始させられることを目標に、指標を「相談受付したもののうち、関係機関で対応した割合」に修正いたします。

2 つ目の回答につきましては、子育てサポーターの年間活動延べ人数は、3 年続けて減少しているものの目標値を大きく上回る結果となりました。

地域子育て支援センターの整備個所数は、地域に偏ることなく市内 4 か所で安定した運営がきました。

家庭児童相談室における子どもに関わる家庭相談件数については、「ご意見 1」のとおりです。

子ども医療費助成については、記載のとおりです。

地域での子どもの居場所の整備については、順調に目標値を上回る数値となっていますが、記載のとおり課題もあります。

続いて 12 ページの 3 については、家庭児童相談件数の指標の件、ひとり親世帯の支援についての KPI がないことについて、ご意見いただきいました。

回答として、家庭児童相談件数については、井出委員からの「ご意見 1」の回答と同じです。ひとり親世帯の支援に関する KPI については、就労機会の確保や就労収入の増、養育費の確保などひとり親家庭の経済的自立に繋がる目標は様々ですが、これまで第 3 部会の施策番号 3-3-4 「就労機会・就労環境の充実」において、「ひとり親家庭が就職に有利な資格等を取得する際に係る費用助成対象者数」を指標として設定していました、次の中期計画からは、第 2 部会で評価することを検討しています。

以上回答とさせていただきます。よろしくお願ひします

○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

○水口委員

事前質問の 1 番と 2 番についてです。相談件数について、中期基本計画からは関係機関で対応した割合を KPI にするということですが、この目標はどのように立てられますか。目標は件数に加えた上で、対応できた割合ということを表記されるということなのかをご説明いただきたいと思います。

○こども若者支援課長

現在は、相談を受け付けた件数のうち、80%程度が関係機関等で対応できているところでございます。令和 11 年度には 85%程度まで関係機関で対応できる件数の割合を増やしていくといったところで考えております。

○水口委員

評価シートには目標を立てておられますか。

○こども若者支援課長

現在の目標は相談を受けた実人数でございますが、件数が増えればいいというところではございません。中期基本計画から、実際に相談を受けた件数のうち関係機関と対応した件数を指標として考えております。

○井手会長

ただいまの点については、単純に相談件数よりは対応できた割合の指標の方がベターではあります。しかし、気になりますのは、そもそも相談しなくても大丈夫になるほうが多いと思いますので、指標については重ねてご検討をお願いいたします。

では、次に施策番号 3-1-3 について説明をお願いします。

○景観まちなみ室長

施策番号 3-1-3 「景観形成の推進」について、ご説明させていただきます。総合計画前期基本計画では、62 ページ、資料 2 の施策評価シートでは、67 ページになります。

本施策では、本市の歴史や自然などの特色を生かして、良好な景観の形成のさらなる向上ならびに歴史的な建造物とともに形成してきた良好な市街地の環境である歴史的風致の

維持向上を図ることなどにおいて、施策を実施しているものであります。

主な取り組みの令和 6 年度の実績につきましては、施策評価シートの 68 ページから 70 ページに記載させていただいておりますとおりです。

また、KPI 指標としましては、総合計画におきまして「景観形成地域・地区の指定数」、「景観条例、景観形成基準および屋外広告物許可基準の改定数」、そして「市民の景観まちづくり活動の支援数」を掲げているとともに、総合戦略の指標としましては、「歴史まちづくり取組件数」を掲げています。

まず、1 つ目の「景観形成地域・地区の指定数」につきましては、彦根市景観計画における重点地区として位置付けています地区につきまして、当該年度において景観計画の改定により、新たに 2 地区を加える手続きが完了したことから、目標値を達成したものです。

次に、2 つ目の「景観条例、景観形成基準および屋外広告物許可基準の改定数」につきましては、景観形成の推進に係る施策である彦根市景観条例、彦根市屋外広告物条例の一部改正ならびに彦根市景観計画の改定に向けて、当該年度において、計画的に全ての手続きを推進出来たことから、目標値を達成したものです。

次に、3 つ目の「市民の景観まちづくり活動の支援数」につきましては、周知啓発は行っているものの、地元の新たな地区おいて、景観まちづくり活動の増加が見られなかったことから、目標値に達しなかったものです。

次に、4 つ目の「歴史まちづくり取組件数」につきましては、第 2 期の彦根市歴史的風致維持向上計画に基づく、歴史的風致維持向上施設の整備または管理等に関する事項において、芹橋二丁目で防災広場整備など継続的な取り組みを行っているものの、その他の事業において着手時期を遅らせることとしたことから、前年度と同じ実績数となり、目標値に達しなかったものです。

これら 4 つの目標のうち、2 つが目標値を達成することができなかつたものの、景観関連の施策の進捗を図ることが出来たことから、総括評価につきましては、「B」評価としました。

目標未達成の項目における今後の方針としては、景観まちづくりや歴史まちづくりの活動につながるよう、関係団体とともに協働して周知啓発などに取り組み、推進に繋げて参りたいと考えています。

続きまして、事前にいただきました 4 つのご質問・ご意見に対する回答をご説明させていただきます。資料 1 の 14 ページから 16 ページになります。

1 つ目について、会長から、評価の説明において、指標の達成・未達成について言及することのご意見をいただきました。ご指摘を受けてまして、回答欄に記載のとおり、指標ごとに指標の現状を説明のうえ、達成・未達成を言及し、修正をさせていただきます。

次の 2 つ目について、会長から、今後の方針において、未達成の指標に対する対応を示すことのご意見をいただきました。こちらにつきましては、未達成でありました「市民の景観まちづくり活動の支援」では、彦根市景観計画に基づき、市民が主体となる良好な景

観まちづくり活動に繋がるよう、関係団体とも連携し周知啓発に努めること、次に「歴史まちづくりの取組」では、継続的な取り組みが大切であることから、周知啓発に努め、市民への歴史まちづくりに対する機運の醸成を図ることの内容を、回答欄に記載のとおり追記修正させていただきます。

次の 3 つ目について、高橋委員から、彦根城周辺の歴史的な風情が残るよい景観が、少しでも残っていくように尽くしていただきたいとのご意見をいただきました。こちらにつきましては、彦根の自然、歴史や文化を反映した本市の特色ある景観を受け継ぐことはとても大切でありますことから、本市の良好な景観形成を目指して策定しています「彦根市景観計画」に基づき、まちなみ景観の形成に努めるほか、空家の適正な管理と活用が図れるよう、関係課とも連携して彦根のよい景観づくりを進めてまいりたいと考えています。

次の 4 つ目について、佐藤委員から、空き町家の活用に関する業務データの捕捉と現状把握に関するご質問をいただきました。まず、主な取組に示しています空き町屋（「屋」は、家屋の屋）とは、平成 24 年度に産官学民で組織しています「小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム」における「小江戸ひこね町屋情報バンク」において、市内に所在する昭和 20 年以前に建築され、現に居住していないまたは近く居住しなくなる建物を空き町屋として定義しているものです。一般的な空き家に関しては、平成 28 年および令和 3 年において、空き家実態調査を行い、市内全体の空き家戸数等の捕捉や現状把握を行っておりますが、個別の空き町屋に限定しての現状把握までは行っていません。

なお、空き町屋の所有者と活用希望者のマッチングにつきましては、町屋情報バンクにおいて取り組んでいただいており、運営を開始した平成 24 年度から令和 6 年度までで 41 件の成約実績がございます。

簡単でありますが、以上が「景観形成の推進」の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

#### ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

#### ○轟委員

施策番号 3-1-1 の世界遺産登録の推進について、彦根城の世界遺産登録は今年度の国内推薦は見送るというかたちになりました。私が聞き及ぶ限りでは、大名統治システムとしての城下町についての整理がまだついてないというようなお話だったと思うんですが、彦根市の景観計画に関しては着実に政策が進められているというふうに理解しています。世界遺産等に関して、景観に関する施策でサポートやバックアップができるような部分はございませんか。あるいは今後の景観計画で、さらに言及していくべきところはないのかというあたりをお聞きしたいと思います。

### ○景観まちなみ室長

景観計画を改定するにあたりましては、世界遺産登録の関係もあり、景観計画の重点地区を拡大しております。こちらに関しましては、彦根城の城下町の周辺区域の北側の部分に関して、眺望景観も考慮し、旧松原内湖景観形成地域、また佐和山風致景観形成地域というふうに位置付けまして、重点地区の拡大を行い、景観の向上をさらに図るというかたちで、景観の方から世界遺産登録をバックアップするということで進めております。

また、周辺で大きな計画がある際には、景観面での影響も大きい部分がございますので、専門の先生方にも入っていただいている景観アドバイザーにアドバイスを受けながら調整させていただいています。

### ○轟委員

登録要件のところについてコンテキストをしっかりとアピールすることで、景観計画やまちづくりにも、しっかりととした意匠や形態についての有意義なツールになってくるかと思います。ぜひ、世界遺産登録推進の部局ともすり合わせをしながらアピールしていただけすると、さらに景観計画やまちづくり行政が進んでいくと思いますのでよろしくお願ひします。

### ○井手会長

ありがとうございます。

では、次に施策番号 3-2-2 について説明をお願いします。

### ○スポーツ部次長

施策番号 3-2-2 「スポーツの振興」について説明します。総合計画基本計画では、71 ページ、施策評価シートでは、78 ページからでございます。

本施策は、スポーツの振興を通じて地域の活性化であるとか、交流の増大といったものを目指す施策となっております。

KPI の指標についてご説明をさせていただきます。まず、地域スポーツイベントの参加者数ですが、これは彦根市が主催であったり、他の団体との共催で開催している、主に彦根市民を対象にしたスポーツイベントの参加者数を合計したものです。目標値は令和 6 年度は 2 万 24 人に対して 1 万 4690 人で未達成となっております。

続きまして、社会体育施設の利用者数ですが、これは彦根市で設置し、管理しております武道館でありますとか、稲枝地区体育館、プロシードアリーナ HIKONE といった施設の利用者数を合計したもので、10 万 7,000 人ほどの目標に対して 17 万 2,000 人という実績で達成ということとなっております。

続きまして、スポーツ大会の参加人数ですが、県大会でありますとか、近畿大会、全国

大会、そういった広域にもわたるスポーツ大会の参加者数の合計したもので、目標値 1 万人弱ですが、2 万 2000 人以上の実績となっておりまして、こちらも達成となっております。

こういった指標を見まして、3 つの指標のうち 2 つの指標が大きく目標達成していることから、評価としましては B 評価というふうになっております。

今後の取り組みの方針については、今年度、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会が彦根市で開催されまして、市民のスポーツに対する関心も高まっておりますところから、プロシードアリーナ HIKONE を活用した大会ですとか、地域スポーツイベントを通じて、さらにスポーツの振興を図っていきたいと考えております。

続きまして、事前質問に対するお答えをさせていただきます。まず、1 つ目、施策全体の総括評価の今後の方針において、未達成の指標、地域スポーツイベントの参加者数に関する対応方針について説明を、ということで井手委員から頂戴しております。こちらにつきましては、地域スポーツイベントを開催するにあたりまして、彦根市単独で開催するだけでなく、様々なスポーツ団体と連携して開催してきておりますが、例えばスポーツ推進委員や、地域のスポーツ振興団体との連携を強化しまして、すでに毎年やっているような地域スポーツイベントの参加者数を増加させるとともに、そういった団体に働きかけ、できるだけ新しいイベントも企画し、新たに開催していただくようなことで、目標の達成を目指したいというふうに考えてます。

続きまして、いただいた質問の 2 つ目で、「主な取り組みの現状、課題、今後の方針の中でも一部記載があるが、本市におけるスポーツの振興について、国民スポーツ大会で意識が高まった後、どのようにこれを活用するのかということが重要」というご質問です。「終了後の各施策事業のあり方を検討する際の具体的対策スケジュールなどは急ぎ整備すべきもので、あるなら教えてください。」といったご質問をいただいております。こちらにつきまして、今年度国民スポーツ大会及び障害者スポーツ大会の開催をしているわけですが、この後について具体的にこのようにしていくということについて、すでに今決まっているということはございませんが、スポーツ推進計画という計画がございます。この計画の目標年度が令和 6 年度となっていて目標年度を超えておりますが、大会の結果を踏まえて計画を策定することで、各種事業のあり方についても併せて検討してまいりたいと考えております。

最後の質問ですが、施策の成果を図るために総務省が実施している社会生活基本調査の内容で、市民全体のスポーツの行動者比率を一度把握するよう思いました、ということでいただいている。社会生活基本調査につきましては、性別、世代別といった属性に分けて、余暇時間にどのぐらいスポーツに取り組んでいるかということが、全国的傾向とか、県内の傾向とか分かると思いますので、そういったことも今後参考にし、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、私から 1 点確認です。地域スポーツというのは、おそらく学区など地域の方々が主体的にされているイベントだと理解しています。しかし、昨今ではそういったコミュニティのイベントは、運営等が非常に厳しくなっています。市全体のスポーツ振興の中で、地域主体のスポーツについては、今後も大切にされていくという理解でよろしいでしょうか。

## ○スポーツ部次長

どこの自治体においてもそうですが、本市でもスポーツ推進委員を各地域に出してもらっています。現在の彦根市の推進委員さんは大変皆さん熱心で、地域の中でも活発に活動していただいていると思っております。引き続きそうした活動を支援しながら、地域におけるスポーツの振興を担っていただきたいというふうに考えております。

## ○井手会長

ありがとうございます。私も自治会でやったことがあります。

## ○轟委員

地域コミュニティでスポーツイベントを開催することが難しくなっているところで、それを改善していくのに、国民・障害者スポーツ大会が活用できると思っています。しかし、質問に対するご回答としては、来年度にスポーツ振興計画の改定に取り組むということでしたので、この起爆剤を活かすという観点からはもったいないと思います。できるだけ早く動かされた方がいいんじゃないかなと思います。

## ○井手会長

ありがとうございます。

では、次に施策番号 3-3-2 について説明をお願いします。

## ○地域経済振興課長

施策番号 3-3-2 「商業・工業・サービス業の振興」についてご説明いたします。前期基本計画では 77 ページから、施策評価シートでは 85 ページからになります。

本施策は、中心市街地の活性化をはじめ、ICT を活用した起業支援や中小企業の育成など、地域産業の振興を多角的に進めるものです。あわせて、地場産業の人材育成や販路拡大を支援し、地域とともに魅力ある産業を育成することで、活気ある商店街や、安心して暮らせる・働くまち、そして何度も訪れたくなるまちの実現を目指すものです。

主な取り組みについては、前期基本計画の 78 ページ、79 ページに記載しているとおりです。

令和 6 年度の実施結果については、施策評価シート 85 ページにまとめております。

KPI の結果および総括評価としましては、「彦根仮壇職人等後継者育成事業補助者数」については、仮壇産業は厳しい状況が続いており、後継者育成は難しい状況であり、目標に達しておりませんが、一方で「地場産業の生産額」も目標に達しておりませんが、バルブの生産が好調なことから前年度から大きく上昇しています。こうしたことから、総括評価は「B」といたしました。

今後の取組方針について、主な取組の今後の方針については施策評価シート 86 ページから 87 ページに記載しているとおりとなります。

施策全体の今後の方針としては、空き店舗解消に取り組む商店街への支援を継続しつつ、中心市街地活性化基本計画の策定や、まちづくりの方向性を検討していきます。企業誘致では情報収集と改正した企業立地促進条例の周知を進め、既存企業の支援や周辺市町の状況を踏まえた立地環境の整備を図ります。地場産業に対しては、人材育成や販路拡大等への支援に対する補助を継続し、地域産業の活性化を図ってまいります。

次に、事前にいただいたご質問やご意見 4 件についてお答えします。

まず井手委員からは、未達成となっている「彦根仮壇職人等後継者育成事業補助者数」の今後の対応方針についてご質問がありました。現状、補助金制度という支援があっても後継者育成が行き詰っている状況です。今後は、別の補助制度の「彦根市地場産業新戦略支援事業補助金」を活用し、工房見学や出前講座など、後継者育成に繋がる多様な活動を支援していく予定です。

次に、的場委員からは仮壇事業の人材確保・育成に関して、資金面以外の連携取り組みについてご質問をいただきました。本市では仮壇等の地場産品をふるさと納税の返礼品として採用していますが、ライフスタイルの変化により仮壇の需要は減少傾向にあります。そこで、新たな返礼品として伝統工芸の技術を活かしながら、マグカップなどの雑貨や甲冑といった多様な商品の開発・展開を進めており、仮壇組合等関係者と連携しながら取り組みを模索しています。

高橋委員からは、仮壇職人の育成が停滞している現状を踏まえ、新規就業者獲得のため伝統技術の魅力発信の工夫を求められました。こちらも先ほどの回答と重なりますが、現代的な日用雑貨や甲冑のふるさと納税返礼品採用を通じて、より広く魅力を伝えているところです。

最後に、佐藤委員からは中心市街地の活性化に関し、「銀座街の活性化は市民ニーズに合っているか」「新規出店だけでなく退出数も考慮すべきではないか」とのご指摘をいただきました。確かに中心市街地の活性化には多角的な視点が必要であり、本市では人口減少や高齢化を踏まえ、都市機能維持のために中心市街地の再構築を進める必要があると考えています。

加えて、彦根城をはじめとする歴史文化資源を活かし、観光拠点としての機能の充実を図る必要があると考えているところです。そのため、KPIには新たな需要や魅力の創出を示す「新規出店数」のみを用い、商店街組合と連携してまちの魅力向上に取り組みたいと考えております。

以上、本施策についてのご説明と、いただいたご意見への回答となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願いします。

#### ○轟委員

商店街に対して支援されているということなんですが、具体的な取組についてご説明いただけますか。また、銀座商店街については、防火建築でなかなか改修等が進まない状況ですが、全国的には防火建築も大きく見直しをしたり改修をしたりという状況です。行政としては銀座商店街の建物についてどういう方向で商店街と連携しながら検討しているのかについて補足いただけますでしょうか。

#### ○地域経済振興課長

1点目の支援については、彦根商店街連盟の活動に対して補助金を交付することで活性化につなげています。

また、銀座商店街の防災街区の建築どうするという点については、月に1回商店街に関する方々が、活気ある商店街にするにはどうしたらいいかという話し合いをしておられます。何年か前に外壁が落下したことがきっかけで、都市計画課も含めた懇談会を開催しましたが、たくさんおられる地権者の方々の合意形成が難しく、ハード面についてはなかなか話がまとまらないような状況です。そのため、現在はソフト面での活用について議論されている状況でございます。

#### ○井手会長

ありがとうございます。

それでは、10分間の休憩を取りたいと思います。

(休憩)

では、再開します。次に施策番号4-2-2について説明をお願いします。

## ○上下水道総務課長

施策番号 4-2-2 「上下水道の整備・充実」について説明します。総合計画基本計画では 107 ページ、施策評価シートでは 117 ページから 120 ページになります。

本施策は、上下水道の整備・充実を通して、豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまちづくりを推進するものです。

KPI の結果および総括評価としましては、「水道管路の耐震化率」につきましてはすでに目標値を超える実績値となったほか、「公共下水道普及率」について、整備に遅れが生じ目標値には達しなかったものの、目標に向けて実績値は前進していることから、総括評価は「B」としました。

今後の取り組み方針につきましては、どちらも重要なライフラインに関わる事業であることから、国県からの補助金や事業を実施する人員の確保に努めるとともに、民間活力の導入など新たな発注形態の検討にも取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、施策番号 4-2-2 「上下水道の整備・充実」についての説明とします。

次に事前質問に対する回答ですが、「②施策全体の総括評価」の「評価の説明」の第一段落だけが「である」調になっています。他とあわせて「ですます」調に修正してください。第二段落が「「公共下水道普及率」は……ことから、上記の評価としました。」となっていますが、これでは、この指標だけで施策全体を B 評価にしたと読みます。そうではないと思いますので、適切に修文してください、という意見をいただいているます。

文章については、全体をですます調に改めます。

また、「「公共下水道普及率」は、若干の遅れが生じているものの目標に向か前進しております。」と文章を区切り、「上水道については目標を達成しており、また、下水道については若干の遅れであることから、上記の評価としました。」という表現に改めます。

つづいて、昨今の上下水道設備の老朽化による事故をみていくと政策目標だけでなく、KPI にも維持管理の指標を加えた方がいいのではないかでしょうか。（耐震化率はそのひとつとは思いますが。）更新対象時期別にどのくらい更新が完了しているかなど、という意見をいただいているます。

現在の上水道の中期経営計画では、重要施設（送水管・緊急避難所等）への管路を重点的に更新（耐震化）していく計画としております。また、更新（耐震化）についても、年代と老朽度を考慮して更新を行っているため、指標については特に耐震化率としているところです。

いただいた質問に対する回答は以上となります。

## ○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願いします。

私が一点、質問します。上下水道設備の老朽化に関しては布設年数が古いものから重点的に更新していくということで理解していますが、何年の管路が総延長で何キロなど、市の上下水道の設置年数別の割合はわかりますか。

○上下水道工務課補佐

40 年以上が法定年数を超えた管路になりますが、その中で何年に布設した管路がどのくらいあるかという数値を示すことは可能です。

○井手会長

数値を把握されておられて、その上で、どこから更新していくかを決めているという理解でよろしいですか。

○上下水道工務課補佐

はい。その他に、特に重要な施設に繋がっている箇所という要素もあります。

○井手会長

ありがとうございます。他にご質問はよろしいでしょうか。

では、次に施策番号 4-2-3 について説明をお願いします。

○都市計画課長

施策番号 4-2-3 「公園緑地の整備」について説明します。総合計画前期基本計画では 111 ページ、施策評価シートでは 121 ページから 123 ページになります。

本施策は、豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまちづくりを進めるため、都市基盤として、公園緑地の整備を推進するものです。

KPI の結果および総括評価についてですが、「市民一人当たりの都市公園面積」については河瀬公園の整備が完了したこと、「市民による公園管理の進捗状況」については、新たに 4 公園で自治会に維持管理をご協力いただけるようになったことから目標数値には少し届きませんでしたが評価は「B」とさせていただいております。

この評価の説明に関して、資料 1 の 21 ページのとおり、事前に井出手会長より、2 点ご意見をいただいておりますので併せて説明をさせていただきます。まず 1 点目は、指標「市民による公園管理の進捗状況」の定義について説明を入れるようご意見をいただきました。こちらの定義につきましては、「本市が管理する都市計画公園や民間宅地造成で整備された公園の中で、地元自治会の管理対象としている公園、主に民間宅地造成で整備された公園になりますが、このうち、地元自治会に管理を委託できた割合」になりますので、この内容を追記いたします。

次に、評価の説明において、目標に少し届かなかったことに対し期待通りの評価とした

ことは説明として不適当とのご意見をいただきました。こちらにつきましては、市が整備した河瀬公園の他にも国スポ・障スポの主会場である彦根総合スポーツ公園の整備が令和6年度中に日々進捗しており、完了までは至りませんでしたが、次年度評価時は明らかに目標値に到達する水準に達しています。また、自治会管理の公園となる民間宅地造成は家屋が立ち並んでから協力をお願いする場合が多いのが実情ですが、毎年少しづつではありますが、着実に自治会で維持管理にご協力いただける公園数は伸びておりますので、これら進捗状況を加味して全体の評価は「B」にさせていただいております。これらの説明を追記させていただきます。

今後の取り組み方針につきましては、未整備の都市計画公園の整備について、引き続き取り組んでいきます。また、市民、自治会に公園管理への参画を促すことに加え、公園の必要性や施設の統廃合など維持管理が容易になるよう検討していきます。

さらに、各種施設の適正利用や施設更新のため、駐車場の有料化や利用料金改定の検討を進めるとともに、ふるさと納税やネーミングライツなどの歳入確保についても検討を進め維持管理費の捻出に努めます。

また、公園のさらなる賑わいの創出のため、民間活用を進め、Park-PFI の導入やお試しで公園内にて出店などしてもらうトライアルサウンディングの実施により効果的な公共空間利活用の可能性を検討していきます。

以上、簡単ではございますが、施策番号 4-2-3 「公園緑地の整備」についての説明となります。

次に事前質問に対する回答ですが、資料 1 の 21 ページのとおり先ほどのご意見の他、2 点ご質問をいただいております。

まず、高橋委員から、自治会が成立しなくなっている現在において、小規模公園の維持管理を継続するための策についてご質問をいただきました。こちらにつきましては、公園の在り方について、子どもの遊び場から地域の防災施設に転換するなど新たな価値を見出すことや適正な管理による薬剤を利用した除草作業など負担の少ない管理方法を提案するなどにより継続していただけるよう努めてまいります。

次に、佐藤委員から、「市民による公園管理はボランティアでやりがい搾取と言われたりしないか」とのご質問をいただきました。こちらにつきましては、本市の方針として、地域の方々が利用する公園は地域の方々で管理をお願いすることで、その公園、ひいてはその地域における公園への愛着形成に繋がるものと考えております。なお、管理の水準については、日常的に職員がすべての公園を巡回できない状況において、可能な頻度での除草やゴミ拾い等の清掃の機会を通して、お気付きになった施設の異常を市へお知らせいただけるなど、できる範囲の共助によりご協力いただいており、やりがい搾取とは考えておらず、これまで市民のみなさまからもそこまでのお声はいただいておりません。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○井手会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

○轟委員

市民や自治会等に対して公園管理の協力依頼をしているのを KPI にしていると思いますが、具体的には協力依頼というのは、例えば補助金等を出しているなどということでしょうか。また、都市公園と開発許可の公園で違いがあるか教えてください。

○都市計画課長

公園の大きさ、面積に応じて、わずかではありますが、お金をお渡しさせていただいてます。1番多いのが 150 平米程度の公園で年間 5,000 円をお渡ししています。

○轟委員

都市公園と開発許可の公園、どちらも同じでしょうか。

○都市計画課長

自治会に管理をお願いしている公園については、面積に応じた金額というふうに設定をしております。これは都市公園と開発公園、どちらも同じです。

○轟委員

地域で高齢化しているということは分かるんですけども、その地域の声に任せていると、「除草が大変だからなんとかしてほしい」といった話が出てきます。そうすると、適正管理という名のもとに、安易とは言いませんけども、樹木を伐採してしまうというような形で、そこを舗装して防災上の搬入路にするなど、緑のストックを次々と除去してしまうというような方向に進みかねない部分もあります。街路樹なんかもそうなんですが。

そのあたりの「適正管理」ということを、市としてどのように考えていらっしゃるのかという点について伺いたいと思います。

○都市計画課長

樹木が大きくなってきたので切ってほしいというお声をいただくことはございます。ただ、私どもとしては緑を守る役割も業務として持っておりますので、無条件で切りに行くというのではなくて、樹木の存在意義というものをご説明させていただいた上で、なるべく枝を受けるように小さくしていくというような作業をしてご理解いただいております。そのお話をさせていただいた上でも切って欲しいというようなお話であれば、管理をお願いしていくという性質上、ご要望にもお答えしていくこともございます。

地元自治会さんが管理ができないという場合は、直営で管理をしていく形になります。ただ、市内に多数公園がございますので、なかなか毎日見に行くとかそういったことはできないので、管理の頻度というのはどうしても落ちてしまう部分はございます。しかし、まずは直営の公園として位置づけて、日々見守っていくという形にはなります。

○轟委員

開発公園についても市で対応するのでしょうか。

○都市計画課長

開発公園についても、まずは市で対応します。

○井手会長

ありがとうございます。

では、続きまして施策番号 4-3-3 について説明をお願いします。

○道路河川課長

施策番号 4-3-3、「水害・土砂災害対策の推進」につきまして、説明させていただきます。彦根市総合計画前期基本計画の 123 から 125 ページ、施策評価シートの 133 から 135 ページです。

施策である「水害・土砂災害対策の推進」では、安全で安心に暮らせる環境を目指し、水害や土砂災害対策に取り組んでいるところでございます。

主な取り組みとしましては、

前期基本計画の 123 ページ、令和 6 年度実施分の結果につきましては、施策評価シートの 133 ページとなっています。

KPI 指標としましては、「雨水対策の整備率」、「急傾斜地崩壊危険区域における保全対策の整備率」を掲げています。

当該年度の進捗状況としましては、

まず、「雨水対策の整備率」は整備を進めております、猿ヶ瀬排水区および高宮第一・第二排水区のうち、猿ヶ瀬排水区の幹線水路 4 m の整備を行いました。令和 6 年度につきましては、施工箇所が地下埋設物との交差する場所であったことから、施工条件に制約があったことや、物価高騰による建設費の増加や交付金の配分が低いことが要因となり思ったような進捗となりませんでした。また、過年度から用地取得が難航しており予定箇所で工事ができないことも進捗が伸びない原因となっています。

次に、「急傾斜地崩壊危険区域における保全対策の整備率」は、現在、鳥居本町（養護学校）や、県事業として東沼波町で工事が進んでいますが、東沼波町では令和 6 年度に工事に着手しましたが、完成には至っておらず、実績値には加算していない状況です。進捗率

は 66.7%で目標を達成しております。

以上のとおり、二つの指標のうち一つは未達成であるものの、雨水対策の整備に一定の進展が認められ、また、急傾斜地対策では着実な成果が得られたことを勘案し、施策全体としては「期待通り（B評価）」と判断いたしました。

今後の方針としましては、

雨水対策について、事業用地の確保に努めることや、整備ルートの再検討、計画の適切な調整を行うことで、目標達成に向けて実効性のある事業推進を図かり、計画通りに整備が進むように整備を行います。

急傾斜につきましては、急傾斜地崩壊危険区域における保全対策について、鳥居本町での整備が計画通りに進むように順次作業を進めるほか、次期整備予定地の実施に向けた準備を進めます。

続いて、事前にご意見をいただきましたのでお答えしたいと思います。

まず、「施策全体の総括評価における評価理由が不十分ではないか」とのご質問をいただいております。

これにつきましては、雨水対策は、用地取得が難航しており予定箇所で工事ができないこと、また、物価高騰による建設費の増加や交付金の配分が低いことが要因となり工事の進捗が図れず、目標値 45.5%に対し、33.1%の整備率となり、目標値には至りませんでしたが、このような条件下においても整備を進めるなど、一定の成果を得ることができました。

急傾斜地崩壊危険区域の保全対策につきましては、市および県事業を通じて整備が進められ、20%の目標に対し 66.7%の整備率となり、令和 6 年度の目標を達成しております。

以上のとおり、二つの指標のうち一つは未達成であるものの、雨水対策の整備に一定の進展が認められ、また急傾斜地対策では着実な成果が得られたことを勘案し、施策全体としては「期待通り（B評価）」と判断いたしました。

次に、「雨水対策の整備率が目標に届いていない要因と、今後の方針の具体性について」のご質問をいただいております。

これにつきまして、回答いたします。

雨水対策の整備率が目標に届いていない大きな要因は、用地取得が難航しており予定箇所で工事ができないこと、物価高騰による建設費の増加や交付金の配分が低いことが要因となっています。

今後の方針といたしましては、事業用地の確保を進めていくことや、整備ルートの再検討および計画の適切な調整を行うことで、目標達成に向けて実効性のある事業推進を図ってまいります。

続きまして、「雨水対策の整備率がおおむね 70 パーセント前後にとどまっている理由について」のご質問をいただいております。

これにつきまして、回答いたします。

雨水対策の整備率が 70 パーセント前後にとどまっている主な理由は、全国的な資材価格の高騰や、交付金の配分が低いといった外的要因により、必要な工事費を十分に確保できなかったこと、また用地の確保が難航していることがあります。

このため、当初計画したペースでの工事実施が困難となり、結果として整備率が計画どおりに上がらない状況となっております。

○井手会長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひします。

○轟委員

総合計画の策定のとき、第 4 部会で部会長を務めさせていただきましたが、その際にもできるだけ担当課だけで進めるのではなく、複数の課がしっかりと連携しながら取り組んでほしい、という形で審議を進めていたと記憶しています。今後の次期総合計画の策定にあたっても、農業関係の部門や、危機管理課などとも十分に連携しながら進めていただきたいと思います。リスク軽減という考え方があってこそその政策だと思いますので、その点を踏まえ、連携を意識した計画づくりをお願いしたいと思います。

もう 1 点、これも次期総合計画に向けた意見になりますが、どうしても土木系の施策ではアウトプット指標に偏りがちです。今回の KPI も、結局「整備率」というアウトプットの指標にとどまっているように見受けられます。重要なのは、やはりアウトカム指標だと思います。先ほど申し上げたように、複数課で連携しながら、最終的に「水害リスクがどう変化しているのか」という観点で総合的に判断していくことが必要な視点だと思います。ぜひ、アウトカムの指標に結びつくような取組を進めていただきたいと思います。

私も現在、滋賀県の公共事業管理委員会で公共事業評価に関わっていますが、そこでも同様の課題が指摘されています。整備率の向上といった数値目標に終始するのではなく、実際にそれが県民生活にどのように還元されているのか、という点まで踏み込んで事業のあり方を検討していただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○井手会長

ありがとうございます。難しい点ではありますけれども、どうぞよろしくご対応の方をお願いいたします。

そうしましたらここでまた説明委員の入れ替えをお願いいたします。

(説明員入替)

それでは、続いて施策番号 5-2-1 について説明をお願いします。

#### ○企画課課長補佐

施策番号 5-2-1 「交流人口・関係人口増加策の推進」についてご説明いたします。施策評価シート 148 ページをご覧ください。

本施策は、観光や通勤・通学などで本市を訪れる方が、本市に関心を持ち、ふるさと納税などを通じて継続的に関わり、最終的には移住・定住につながる流れを想定し、関係課が連携して進めてきたものです。

令和 6 年度は、観光、ふるさと納税、移住施策、さらには彦根城世界遺産登録に向けた PR イベントなどを展開し、交流人口・関係人口の拡大に努めました。その結果、市内観光入込客数は目標を下回ったものの、ふるさと納税寄付者数は大幅に増加し、また市外からの移住者数についても目標を達成しております。これらから、本市への関心が着実に広がっていると判断し、総括評価は「B」といたしました。

今後の方針としましては、移住・定住を促進し、市の人口増加につなげるため、長期的視点で各種施策を継続していくことが重要であると考えております。そのうえで、観光振興やふるさと納税の推進といった交流人口・関係人口を増加させる分野については、早期に取組を強化してまいります。引き続き、関係各所と協力・連携を図りながら効果的な PR を推進してまいります。

続いて、委員の皆さんから事前にいただきましたご質問と、それに対する事務局からの回答についてご説明いたします。事前質問・意見に対する回答一覧の 24 ページをご覧ください。

まず 1 点目、「未達成指標である市内観光入込客数に関する対応方針」についてです。本市の強みである彦根城をはじめとする観光資源については、コロナ禍を経て多様化する観光ニーズに対応するため、引き続き磨き上げを進めてまいります。併せて、テレビや SNS などあらゆるメディアを活用した情報発信に注力し、彦根城の世界遺産登録を最優先に、周辺地域を含めた広域的な周遊観光を推進してまいります。

次に 2 点目、「観光客入込数が目標を達成できなかった理由」についてです。令和 6 年度と令和元年度を比較しますと、宿泊者数はおおむね同水準ですが、日帰り客が約 1 割、人数にして 28 万人ほど減少しています。主な要因として、入場者数が減少した施設（彦根城や文化プラザなど）があること、また花火大会や桜まつりといったイベントへの来場者数が減少したことが挙げられます。今後は、こうした施設やイベントの来場者数を回復させることを重点に取り組みます。

3 点目、「移住者のうち県外からの割合」についてです。令和 6 年度の移住者は 58 人で、そのうち 30 人が県外からの移住者です。主な出身地は、兵庫県が 7 人、神奈川県と京都府がそれぞれ 3 人などとなっています。また、県内他市町からの移住者は 28 人で、長浜市や

東近江市、守山市などからの転入が多くなっています。

最後に 4 点目、「若者の定住促進を KPI に加えるべきではないか」とのご意見についてです。こちらについては、施策番号 2-1-6 「若者の定住・移住の促進」において、市内 3 大学の新卒者における市内就職者数を KPI として設定しています。令和 6 年度の実績は 28 人で、目標値の 52 人には届きませんでした。主な要因として、全国的な就職市場の動向や進路の多様化が影響していると考えています。今後は、企業との連携強化や市内事業所の魅力発信を通じ、若者の市内定着に一層努めてまいります。

以上、施策番号 5-2-1 「交流人口・関係人口増加策の推進」についての説明といたします。

#### ○井手会長

ありがとうございます。

ただいま説明のありました施策につきまして、追加でご意見やご質問がありましたらよろしくお願いします。

市内の就職者数を KPI として設定されている点について 1 点申し上げます。この「市内就職」という定義につきましては、彦根市内の営業所等で働いている場合も含まれるのだろうと思います。ただ、大学の立場から申し上げますと、3 月末までに報告できるのは、あくまで「本社が彦根市に所在する企業」への就職者数になります。

それ以外の企業で、4 月以降に研修を経て配属された結果、彦根市内に勤務することになった学生については、大学としては把握できませんので、もう少し丁寧に把握すれば、県内の大学も含めて、彦根市で新卒として働いている若者の数というのは、実際にはもう少し多いのではないかと思います。

工夫できる点があれば、ぜひ検討をお願いいたします。

改めまして、他にいかがでしょうか。

そうしましたら、以上を持ちまして、今年度選定しました 11 施策について、外部評価を終了させていただきます。

外部意見を踏まえた今後の対応について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

本日、委員の皆さまからいただきましたご意見やご評価につきましては、各施策の評価シートの「彦根市総合政策推進協議会における意見」欄に記載させていただきます。

また、それを踏まえた市としての考え方を、「彦根市総合政策推進協議会における意見を受けた今後の方針」欄に整理してまいります。

今後、各部会および庁内の本部会議におきまして方針を確定したうえで、2 月頃に評価結果を改めて委員の皆さまにお送りするとともに、市のホームページでも公表させていただく予定です。

○井手会長

続きまして、議題(2) その他事務連絡等でございますが、事務局より何か連絡事項はございますか。

○事務局

今後のスケジュールについてご説明いたします。

委員の皆さんには、先日開催通知をお送りしておりますとおり、第3回および第4回の総合政策推進協議会を、それぞれ11月11日(火)、11月27日(木)に開催する予定としております。

当時は、彦根市総合計画中期基本計画素案の内容について、ご意見やご助言をいただければと考えております。

中期基本計画素案につきましては、来週10月28日(火)に実施します府内の総合計画検討委員会での協議結果を踏まえ、委員の皆さんに事前質問の照会をお送りいたします。

第3回協議会の議題となる範囲の事前質問は、11月5日(水)までに、第4回協議会の議題となる範囲の事前質問は、11月12日(水)までに、ご提出くださいますようお願ひいたします。

照会期間が短く、大変恐れ入りますがどうぞよろしくお願ひいたします。

また、協議会当日の進行につきましては、まず各部会から中期基本計画素案の内容について説明を行い、その後、事前質問をいただいている場合にはその回答を行ったうえで、委員の皆さんからご意見をいただくという流れで進める予定です。

以上、今後のスケジュール等についてご説明申し上げました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○井手会長

ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の次第にありました議題は終了いたしました。

お疲れ様でした。